

高松市監査委員告示第14号

高松市職員共済会（罹災給付金）に対する公金の支出に関する住民監査請求について、地方自治法（以下「法」という。）第242条第4項の規定により監査したので、その結果を同項の規定により次のとおり公表します。

なお、北原和夫監査委員は、法第199条の2の規定により、除斥されています。

平成17年4月25日

高松市監査委員	吉田正己
同	宮本和人
同	大塚寛

高松市職員共済会（罹災給付金）に対する公金の支出に関する
住民監査請求の監査結果について

第1 請求の受理

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求書の受付

平成17年2月28日

3 請求の要旨

高松市職員共済会（罹災給付金）に対する公金の支出に関するもの（原文）

別紙事実証明書（平成17年2月24日付朝日新聞記事（注）事実証明書については省略した。）の記載によると、氏名不詳の高松市職員は、高松市の「公金」を高松市職員共済会をトンネルとしてワン・クッションを置いて「罹災給付金」の名目として一般市民にさえ支給していない多額の公金を高松市の公務員に対して違法又は不当に支出しているのである。他

人の金なら湯水のように使うという公務員の悪弊がまた出てきたのである。高松市は、職員の慶弔等の給付を行う職員互助団体に対して職員本人の掛け金の約1.88倍もの公金を違法又は不当に支出してきたのであるが、違法又は不当な公金支出が日常化していたのである。別紙事実証明書の記載によると、高松市の公務員に対して高松市共済会が支出した罹災給付金は、床上浸水で一般市民に支払った金額の約4倍にも及ぶものである。公僕たる公務員がお手盛りで一般市民にさえ支給されない多額の給付金を「公金」から支出することは許されない違法又は不当な行為なのである。本件「公金」支出は、地方自治法第232条第1項同法第2条第14項、地方財政法第4条第1項の各規定に違反する違法又は不当な公金支出である。よって、本件請求人は、高松市監査委員が、上記の違法又は不当な公金支出について責任を有する者に対して当該損害の補填を求めるほか、その他の「必要な措置」を講ずるよう高松市長に対して勧告することを求める。

4 請求の要件審査

本件請求は、法第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項等

本件請求による監査対象事項は、高松市（以下「市」という。）が高松市職員共済会（以下「共済会」という。）を通して「罹災給付金」の名目で多額の公金を市職員である公務員に対して支出したことが、違法または不当な公金支出に該当するものとして市に損害を与えているか否か、さらに、市が、共済会に対して加入会員である市職員本人が支払う掛け金の約1.88倍の金員を支出していることが違法または不当な公金支出に該当するものとして、市に損害を与えることになるか否かという事項である。

そして、措置請求の内容は、本件各公金支出について高松市長に対し、当該損害の補填を求めるほか、その他の必要な措置を講ずるよう勧告することを求めるものである。

なお、監査委員は、法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し

て、平成１７年３月２５日に、証拠の提出および陳述の機会を与えたが、請求人からは新たな証拠の提出はなく、陳述も行われなかった。

２ 監査対象部局

本件監査対象部局は、総務部人事課、健康福祉部市民病院庶務課および水道局経営企画課である。

第３ 監査の結果

本件請求について、監査委員は、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、措置請求に理由がないものと判断する。

以下、その理由を述べる。

１ 監査により認められた事実

(1) 共済会の概要

ア 共済会の設置目的・性格とその設立経緯

共済会は、昭和２４年８月に、市職員のうち非常勤および臨時の職員を除く、常勤の職員全員を会員として組織し、会員およびその親族の互助および福祉の増進を図ることを目的として、会員の出資により設置された任意団体である。設立当時は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「地公法」という。）がまだ成立していない時期でもあり、また、職員およびその被扶養者の病気や負傷、出産、死亡、休業、災害などの給付事業を規定した地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）および同様の給付事業を規定していた旧市町村職員共済組合法（昭和２９年法律第２０４号、昭和３７年廃止）の制定前の時期でもあった。なお、高松市職員共済会規約（以下「規約」という。）は、昭和３５年８月に制定されている。

イ 共済会の組織とその運営

共済会の役員は、規約第３７条において、会長１人、副会長２人、専務理事１人、理事１１人および監事２人を置くと規定されている。会長は助役の職にある者が充てられ、理事は会員のうちから会長が委嘱を行い、副会長および専務理事は理事の互選により決定される。会

長はこの会を代表して会務を総理し、副会長は会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは会長のあらかじめ指定する順位によりその職務を代理することとされており、専務理事は会長および副会長を補佐して会務を掌理し、理事はこの会の業務の執行に関し随時会長に意見を具申することとされている。

ちなみに、この共済会の平成16年度の会員総数は、3,300人であり、その役員は次のとおりである。会長は市助役、副会長は総務部長および職員労働組合委員長、専務理事は人事課長、そのほかの理事は企画財政部長など職員5人と職員労働組合関係者等6人、監事は出納室長など職員2人が、それぞれ務めている。なお、事務所は人事課にあり、事務は人事課職員が行っている。

また、共済会の議決機関は、総代会で、市の各課を選挙区とした選挙区ごとに選出される総代が過半数出席した場合に成立し、この総代会では、規約の変更、予算の決定および決算報告の認定などを行っている。この総代会に付すべき事案は、会長が必要に応じて招集した役員からなる理事会において、議決されている。

ウ 共済会の実施事業の概要

共済会は、毎年、総代会で議決した予算を基に事業を実施しており、規約第10条に規定する共済給付事業、生活資金貸付事業、住宅整備資金貸付事業、通勤用定期乗車券購入資金貸付事業およびその他福利厚生事業を行っている。

(ア) 共済給付事業（規約第11条）

給付事業は10種類あり、結婚給付、銀婚給付、長期在会給付、会員死亡給付、弔慰給付、退会給付、罹災給付、入学給付、卒業給付およびリフレッシュ給付を実施している。

(イ) 生活資金貸付事業（規約第23条）

臨時の資金、医療、婚姻、出産、葬祭、災害および教育の事由に対して貸付をしている。

(ウ) 住宅整備資金貸付事業（規約第33条の2）

会員が自ら居住するための住宅の新築、購入、敷地の購入、改築

および修繕に対して、貸付をしている。

(㉔) 通勤用定期乗車券購入資金貸付事業（規約第 33 条の 3）

会員の定期券購入経費を限度として、貸付を実施している。

(㉕) その他福利厚生事業（規約第 34 条）

その他の福利厚生事業として、理容事業、レクリエーション事業、その他総代会において必要と認めた福利厚生事業を実施しており、このうちレクリエーション事業は、会員の元気回復と会員相互の親睦融和を図るため、市の決定した高松市職員レクリエーション計画に掲げられている文化、体育および健康増進に関する事業を市と共催で実施し、文化関係事業としては、芸術鑑賞補助、職員文化展の実施などを、体育・健康増進関係事業として、スポーツ施設利用助成、レクリエーション班助成、指定保養所利用助成などを行っている。

また、その他の事業では、保健事業として香川縣市町村職員共済組合ならびに公立学校共済組合の実施する短期人間ドックおよび頭部人間ドックの受検費用の補助を実施している。

エ 共済会の実施する事業の資金状況

共済会は、これらの事業の資金として、職員から 1 人当たり月額 800 円を徴収する掛金収入（毎月約 264 万円、年間約 3,168 万円）、市からの交付金（職員 1 人当たり月額 1,500 円を年 2 回にまとめて、6 月と 10 月に各 2,995 万円、合計 5,990 万円）、そのほかに寄付金や事業益金、預金利息その他の収入を充てている。

(2) 市と共済会の関係

ア 市の職員福利厚生に関する責務とその履行

市は、地公法第 42 条において「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。」と規定されていることから職員の福利厚生を実施する責務を負っている。

職員の保健とは、健康管理であり、その措置として健康診断を定期的にまた随時に行うことが代表的なものである。元気回復とは、職

員が職務によって蓄積した疲労を解消し、気分を転換して明日の活力を養うことであり、一般には文化・レクリエーションなどの事業を行うことによって実効性をあげている。その他厚生制度は多様なものが考えられ、互助会の設置やサークル活動に対する奨励や助成のほか、理髪、美容等職員の利用施設の設置や助成などがある。

市は、これら職員の福利厚生に関する計画の立案および実施に当たり、その適正かつ円滑な実施を期するため、高松市職員厚生管理規則（以下「厚生管理規則」という。）を制定し、総務部長、同部次長、人事課長、職員団体の推薦する職員４人および共済会長の推薦する職員３人からなる高松市職員レクリエーション計画審議会を設置し、同審議会の答申を受け、毎会計年度の開始前に、職員の保健、元気回復その他厚生に関する計画（以下「職員レクリエーション計画」という。）を立てている。

そして、市は、厚生管理規則第７条に基づき、この職員レクリエーション計画の実施を共済会に委託している。

イ 市が実施する職員福利厚生事業と共済会の関係

市が実施する職員福利厚生事業は、厚生管理規則に規定されており、職員レクリエーション計画の樹立とその実施のほか、その実施に必要な施設および用具等の整備、職員休養室等の設置も含まれている。しかし、健康診断その他職員の衛生に関する事項は高松市職員安全衛生規則に規定されている。

共済会は、前述のとおり、会員の元気回復と会員相互の親睦融和を図るため、市の委託を受け、職員レクリエーション計画に基づく文化、体育および健康増進に関する事業を市と共催で実施するほか、独自に共済給付事業や貸付事業などを実施している。

市は、このような職員の福利厚生のため、職員レクリエーション事業のほか、共済給付事業、貸付事業などを行っている共済会に対して、これら職員の福利厚生事業の実施に要する経費の一部を補助するため交付金を交付している。

ウ 市の共済会に対する公金支出手続とその状況

市では、平成１６年度に、総務部人事課、健康福祉部市民病院庶務課および水道局経営企画課の３課の担当により、共済会に対し交付金を支出している。

まず、総務部人事課担当では、平成１６年６月１７日付けで、共済会から、高松市補助金等交付規則第３条の規定に基づき、平成１６年度市職員共済会事業に係る交付金交付申請を受け付け、内容審査の上、当該事業は職員の福利厚生の実現を図るため適当であると認め、同年６月２３日付けで、同規則第４条の規定に基づき交付金の交付を決定し、同日付で共済会からの請求を受け、同月３０日に第１回の交付金として２，４７７万５，０００円を、また、同年１０月１８日に共済会からの請求を受け、同月２８日に第２回の交付金として２，４７７万５，０００円を、それぞれ共済会に支出している。

健康福祉部市民病院庶務課担当では、平成１６年６月１７日付けで、共済会から高松市補助金等交付規則第３条の規定に基づき、平成１６年度市職員共済会事業の実施に係る交付金交付申請を受け付け、内容審査の上、当該事業は職員の福利厚生の実現を図るため適当と認め、同日付けで同規則第４条の規定に基づき交付金の交付を決定し、同月３０日に第１回の交付金として３５９万１，０００円を、また、同年１０月２９日に第２回の交付金として３５９万１，０００円を、それぞれ共済会に支出している。

水道局経営企画課担当では、平成１６年６月２０日付けで、共済会から高松市補助金等交付規則第３条の規定に基づき、平成１６年度市職員共済会事業の実施に伴う交付金の交付申請を受け付け、内容審査の上、当該事業は職員の福利厚生の実現を図るため適当と認め、同年６月２４日付けで同規則第４条の規定に基づき交付金の交付を決定し、同日付で共済会からの請求を受け、同月３０日に第１回の交付金として１５８万４，０００円を、また、同年１０月１日に共済会からの請求を受け、同月２８日に第２回の交付金として１５８万４，０００円を、それぞれ共済会に支出している。

エ 市の共済会に対する公金支出の法的根拠

市の共済会に対する公金支出の法的根拠として、市は、地公法第42条で「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。」と規定され、また、厚生管理規則第7条で「職員レクリエーション計画の全部または一部を高松市職員共済会に委託して実施することがある。」と規定されていることを前提とし、法第232条の2が「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定していることに基づくものであるとしている。

(3) 共済会の実施する給付事業のうち罹災給付金の給付状況

ア 共済会における罹災給付金の給付に関する基準

共済会は、規約第11条第7号で共済給付事業の一つとして罹災給付金を給付することを規定し、同第21条で、会員が不時の災害により、住居または家財に損害を受けた場合には、30万円を限度として理事会の議決を経て会長の定める基準により、罹災給付を行うと規定している。そして、会長が定めた支給基準は、5段階に区分され、住居および家財の全部が焼失し、または滅失したときに、最高額の30万円を支払うと定め、案件の台風災害に関しては、住居および家財がいずれも3分の1以上が滅失等、あるいは住居または家財のいずれかが2分の1以上が滅失等した場合に12万円を、また、床上浸水の場合には6万円を、それぞれ支給するとしている。

イ 共済会の平成16年度における罹災給付金の給付状況

共済会は、平成16年度において、台風により床上浸水の罹災をした会員62人に各6万円を、また、住宅および家財が3分の1以上損失などの罹災をした会員18人には各12万円を、それぞれ給付しており、その支給総額は、588万円となっている。

ウ 給付した罹災給付金の妥当性・適正性に対する共済会の認識

共済会は、会員に対し、不時の災害により、住居または家財に損害を受けたときに支給する罹災給付制度は、会員およびその家族の生活の安定と福祉の向上を趣旨とした福利厚生事業の一環であり、

これを通じて会員の勤労意欲および勤務能率の増進に寄与するものであり、その給付は、妥当かつ適正なものと認識している。また、本市以外の多くの中核市の互助組織においても、同種の制度が設けられており、中核市３５市の互助組織のうち、罹災給付金を設けているものは２６団体あるが、それらの給付金額は、最低給付額５千円から最高７０万円あるいは給料月額３月分までと幅があるものの、市の共済会とほぼ同等の給付水準であり、また、高松市内の中小企業に働く勤労者の福利厚生制度である高松市中小企業勤労者福祉共済制度にも同種の制度が設けられていることなどに照らし、共済会による罹災給付金制度は、給付金額の相当性を含め、社会通念上、妥当な制度であるとしている。

また、共済会は、今回の給付については、規約第２１条に基づき適正に支出しており、手続的にも適正・妥当なものであると主張している。

(4) 市の共済会への公金支出の適法性・妥当性に関する認識・判断等

ア 共済会に対する公金支出の適法性に関する市の認識・判断

市は、地公法第４２条において「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。」と規定されていることから、職員の福利厚生に関する計画の樹立と実施を義務付けられており、厚生管理規則第２条に基づき職員レクリエーション計画を立て、これを効率的・効果的に実施するため、同規則第７条に基づき職員レクリエーション計画の実施を共済会に委託し、共済会では、市が決定した職員レクリエーション計画に基づく文化、体育および健康増進に関する事業を市と共催で実施するほか、共済給付事業、貸付事業など職員の福利厚生事業を実施しており、それらに要する経費の一部に充てるために市が共済会に交付金を交付しているものであり、その公金支出は、前記の法第２３２条の２の規定に基づくもので、何ら違法なものではないとしている。

イ 共済会に対する公金支出の妥当性・相当性に関する市の認識・判

断

市は、職員が共済会に支払うべき掛金が職員１人当たり月額８００円であるのに対して、職員１人当たり月額１，５００円の交付金を共済会に支出しており、共済会の資金において、職員掛金より市交付金の比重が大きいことは明らかであるが、共済会が実施している各種事業は、本来、市自体が実施すべきものを市から委託を受けて実施しているものであり、共済会に対する交付金の額も他の中核市の状況を踏まえた上、決定しているので、社会通念上、使用者の応分の負担として認められる範囲内のものとして相当かつ妥当なものであると判断している。

ウ 共済会に対する公金支出に関する他の地方公共団体の状況

共済会と同様な組織・機能を持つ他の中核市の互助組織について、その資金である掛金・交付金（公金）の状況をみると、本市を除く中核市３３市における掛金に対する交付金（公金）の比率は、平均で約１．３８倍であり、本市の比率約１．８８倍がやや高率ではあるものの、特に不相当なものであるとまでは言えない状況にある。

(5) 罹災給付金を給付した共済会および市の事後措置状況

ア 共済会が給付した罹災給付金のうち市交付金相当額の市への返還に関する方針決定とその理由

共済会は、大規模な台風災害により甚大な損害を被った市民が多数輩出する中で、給付制度運用の当然の結果として会員たる市職員に対して罹災給付金を支給したことは、市民感情に対する配慮が十分でなかったとして、共済会の自主的な判断により、職員に支給した罹災給付金のうち市交付金で拠出した金額相当金を市に返金することを決定している。

具体的な返還額については、罹災給付金５８８万円のうち、職員の掛金月額８００円と市交付金月額１，５００円の割合に基づき、罹災給付金の中に約３８０万円の公金相当額が含まれていると判断して返還額を算出し、これを平成１７年４月から翌年３月までの１２か月にわたり、毎月、会員から徴収する掛金のうち約３０万円ずつを市へ支

払うことを申し出ている。

イ 共済会の方針決定に関する市の認識とその対応

市は、共済会への上記各支出が、使用者として職員の福利厚生事業を行うべき責務から正当かつ妥当なものであると判断しているが、公金の支出には、納税者の十分な理解が必要であり、また、市の台風被災市民に対する見舞金も財政的な事情から十分なものでなかったことなど、相対的な諸事情を考慮し、共済会からの返還申出を受け入れる方針であり、受け入れ科目は、雑入を予定している。

2 監査委員の判断

- (1) 請求人は、市が、共済会を通じて、地方公務員である市職員に対して、罹災給付金の名目で公金から一般市民にさえ支給していない多額の金員を支出していることおよび市が共済会に対して公金から職員本人の掛金の約1.88倍に相当する公金を支出していることは、違法または不当な公金支出であると主張しているので、これらの点について検討する。

ア 市が公金から共済会に対して交付金を支出したことの適否について
共済会から市職員に対して給付された罹災給付金は、会員である市職員からの掛金と市からの交付金を原資として給付されているので、罹災給付金の適否を検討する前提として、市の共済会に対する交付金の公金支出自体の適否について、まず検討する。

「監査により認められた事実」(4)のアで示したとおり、市は、地公法第42条が「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。」と規定していることに基づき、職員の福利厚生に関する計画の樹立と実施を義務付けられている。そこで、市は、その責務を全うするため、厚生管理規則を制定し、同規則第2条に基づき職員レクリエーション計画を立て、これを効率的・効果的に実施するため、同規則第7条に基づき職員レクリエーション計画の実施を共済会に委託している。そして、共済会は、市の委託を受け、市が決定した職員レクリエーション計画に基づく文化、体育および健康増進に関

する事業を市と共催して実施するほか、共済給付事業、貸付事業など職員の福利厚生事業を実施しており、それらに要する経費を会員拠出の掛金や市からの交付金などで賄うこととしており、市に交付金請求をし、市が共済会に交付金を交付しているのであり、その公金支出には何ら違法または不当なものはないと主張している。

他人を雇用し、これを使用して事業を営むものは、民間事業者に限らず、等しく使用者として、本来、被用者のため善良な労働環境を維持発展させるとともに、その福利厚生を図る努力をすべき責務があることは論を待つまでもないところであり、市も多数の職員を雇用し、これを使用して事業を営むものである以上、その責務があることは明白である。

地公法第42条が、地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施する義務があることを規定しているのは、これを明白にしているものであり、市は、この地公法の趣旨にのっとり、職員の元気回復のため、職員レクリエーション計画を立て、その実施については、これまで職員の福利厚生事業の実施において実績のある共済会と共催で行うことが、職員の元気回復が図られ、それにより公務能率の向上が期待されると判断し、その実施を共済会に委託したものであり、それに要する経費の応分の負担として共済会に交付金を支出したものであるもので、そのための公金支出は、何ら違法または不当なものではないと言わなければならない。

なお、地公法第42条は、地方公共団体が実施すべきこととして、職員の元気回復その他の厚生制度と規定し、その具体的内容を特定していないため、冠婚葬祭などの共済給付事業が職員の福利厚生制度に当然含まれるものといえるかどうかという具体的な事項は明確ではないが、各地方公共団体が実施すべき福利厚生制度の具体的内容は、各地方公共団体が所属職員の人数やその構成、財政状況等諸般の事情を考慮して、裁量によって決定すべきものであり、共済会に冠婚葬祭等に係る給付を行わせ、これに助成をすることや、職員の自発的なサー

クル活動に助成するなど適宜実情に応じた方法をとることも差し支えないものと考えられる。

また、「監査により認められた事実」(1)のアで示したとおり、そもそも共済会は、職員の掛金などを原資として、職員の慶弔給付を行うことなどを目的として設立された互助組織であることから、冠婚葬祭などの共済給付事業を行うことは、地公法第43条で規定する共済制度を補完あるいは補充するものであり、職員の生活を安定させ、職員が安心して公務に専念することができる環境作りに貢献し、公務能率の向上に寄与するものであるので、これに対して市が交付金を支出して補助することには、公益上の必要性が認められ、その補助は法第232条の2の規定に適合しており、著しい裁量権の逸脱があったとは認められないものである。

ちなみに、本件と同じく、地方公共団体が職員の互助会へ補助金を支出したことに関する大阪高裁の平成9年（行コ）第51号補助金差止等請求控訴事件の判決（平成16年2月24日判決言渡）は、「互助会に対する本件補給金の支給それ自体は地方公務員法42条、厚生条例に基づく職員の福利厚生に寄与するものであって、法令に根拠を有する相当な資金の提供ともいうべきである。」と判示し、補助をする行為自体の違法性はないと判断している。

次に、共済会における職員の掛金と市の交付金の比重の点から、交付金額の相当性について検討するに、市が交付金額を決定する上で重要な判断資料は、職員の拠出する掛金額だけではなく、共済会に委託した事業内容・規模や市の財政状況なども含まれるものであり、市は、それら諸事情を総合的に検討し、他の中核市の実情などを参考として裁量によって交付金額を決定しており、その金額と職員本人拠出の掛金との比率が、「監査により認められた事実」(4)のウで示したとおり、他の中核市の平均比率1.38倍をやや上回る1.88倍となっているものの、特段に高率にすぎて、違法または不当な状態であるとまでは言えない。

以上の諸点から、市の共済会に対する交付金支出の適否について判

断すると、市は職員の福利厚生に寄与するものと判断して同交付金を支出したものであり、この判断には相当かつ合理的な理由が認められ、著しい裁量権の逸脱や濫用等は認められず、違法・不当なものとは言えないので、請求人の主張は認められない。

イ 共済会による罹災給付金の給付の適否について

次に、請求人が主張する罹災給付金支給の適否について検討する。

請求人は、職員に支給された罹災給付金は、市が共済会をトンネルとして支給したもので、市自体の支給であると主張しているが、この罹災給付金は、市の交付金を原資の一つとして支給されているものではあるものの、その支給は共済会であらかじめ制定されていた規則に基づいて実施したものであることは明白であり、その主張は失当と言わなければならない。

そこで共済会が会員である市職員に罹災給付金を支給したことを前提として、その当否を検討する。

共済会は、「監査により認められた事実」(3)のア・イで示したとおり、台風災害で被害を受けた市職員である会員に対し、その被害程度に応じ、1人当たり6万円または12万円の罹災給付金を支給しているが、これは、あらかじめ規則で定められた基準に基づき適正に行われたものであり、恣意的に行われたものではない。

そしてその原資には、共済会が市から受けた交付金の一部があてられているが、会員たる職員が拠出している掛金も相応の比重を占めており、この種の給付金支給制度の趣旨・現今の経済情勢・社会通念などに照らし、その支給自体に社会的合理性が認められ、その支給金額も相応にして適正・妥当なものと考えることができる。

ちなみに「監査により認められた事実」(3)のウで示したとおり、中核市35市のうち、罹災給付金支給制度を設けている互助組織がある市は、26市あり、それら他市の罹災給付金額も本市の共済会とほぼ同等額であり、本市の共済会が特に高額な給付をしているとは、認められない。

なお、請求人は、職員に支給された罹災給付金と一般市民に支払わ

れた見舞金に含まれる公金の額を比較してみると、職員に支給された罹災給付金の方が多額にすぎ、違法または不当であると主張しているが、市の被災市民に対する見舞金の算定は、善意の人々から寄せられた義援金を被災市民に配分する過程において、義援金とほぼ同額の公金を義援金に加えて配分することを決定したことによるものにすぎず、共済会の給付とは積算の過程が異なり、単にその金額だけを比較することで、罹災給付金支給制度の当否を判断することは相当でなく、これを否定する論拠とすることはできないものと言えよう。

よって、共済会の市職員に対する罹災給付金の支給は、適正かつ妥当なものと認められ、何ら違法または不当な点はなく、請求人の上記各主張を是認すべき理由は見当たらず、失当である。

- (2) 最後に、請求人は、本件補助金の支出について、法第232条第1項、第2条第14項および地方財政法第4条第1項の各規定に違反する違法な公金支出であるとの主張をしているので、この点についても検討する。

請求人が主張する法第232条第1項、第2条第14項および地方財政法第4条第1項は、地方公共団体がその事務を行うに当たり、必要な経費を支出する場合、最小の経費で最大の効果をあげるようにしなければならないという趣旨を規定しているものである。

本件補助については、「監査により認められた事実」(4)のウで示したとおり、職員の掛金と交付金との比率、また、他の中核市の職員の掛金と交付金との比率などを比べた場合に、特段に高率で違法または不当な状態であるとまでは言えないものであり、法第232条第1項、第2条第14項および地方財政法第4条第1項の趣旨に則した適当または妥当な交付金の支出となっており、その額も含め、何ら違法・不当なものではなく、その支出が市に損害を与えるものではないことは明らかである。よって、本件措置請求には理由がないものと判断する。

3 市長に対する監査委員の意見

本件住民監査請求に対する判断において、市職員に罹災給付金を支給した共済会に対して市が公金を支出したことについて違法または不当な公金

支出とまでは、認め難かったが、市職員の福利厚生制度の内容は、適切かつ公正なものでなければならず（地公法第41条）、常に、社会一般の情勢との適合性、民間企業や国・その他の地方公共団体などとの均衡、財政負担などを十分に考慮したものでなければならない。

今回、罹災給付金のうち、市交付金相当額が、大規模な台風災害により甚大な損害を被った多くの市民の感情に対し配慮が十分でなかったとの理由で、共済会はこれを自主的に市に返還する意思決定をしているようであるが、今後、罹災給付金を支給している互助組織である共済会への公費支出の在り方について、広く市民の理解が得られるものとなるよう十分に検討されたい。

また、福利厚生事業は、職員の労働条件にかかわるものであり、労使協議の対象となるものであるが、その協議結果については誠意をもって使用者責任を果たすとともに、広く市民の理解が得られるよう透明性を確保するよう努められたい。

高松市監査委員告示第15号

高松市職員共済会（罹災給付金）に対する公金の支出に関する住民監査請求に係る個別外部監査の請求について，地方自治法（以下「法」という。）第252条の43第9項の規定により，高松市長に同条第2項前段の規定による通知を行わなかった理由を次のとおり公表します。

平成17年4月25日

高松市監査委員	吉田正己
同	宮本和人
同	大塚寛

高松市職員共済会（罹災給付金）に対する公金の支出に関する
住民監査請求に係る個別外部監査の請求について

第1 請求の内容

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求書の受付

平成17年2月28日

3 請求の要旨（原文）

別紙事実証明書（平成17年2月24日付朝日新聞記事（注）事実証明書については省略した。）の記載によると，氏名不詳の高松市職員は，高松市の「公金」を高松市職員共済会をトンネルとしてワン・クッションを置いて「罹災給付金」の名目として一般市民にさえ支給していない多額の公金を高松市の公務員に対して違法又は不当に支出しているのである。他人の金なら湯水のように使うという公務員の悪弊がまた出てきたのである。高松市は，職員の慶弔等の給付を行う職員互助団体に対して職員本人の掛け金の約1.88倍もの公金を違法又は不当に支出してきたのであるが，

違法又は不当な公金支出が日常化していたのである。別紙事実証明書の記載によると、高松市の公務員に対して高松市共済会が支出した罹災給付金は、床上浸水で一般市民に支払った金額の約4倍にも及ぶものである。公僕たる公務員がお手盛りで一般市民にさえ支給されない多額の給付金を「公金」から支出することは許されない違法又は不当な行為なのである。本件「公金」支出は、地方自治法第232条第1項同法第2条第14項、地方財政法第4条第1項の各規定に違反する違法又は不当な公金支出である。よって、本件請求人は、高松市監査委員が、上記の違法又は不当な公金支出について責任を有する者に対して当該損害の補填を求めるほか、その他の「必要な措置」を講ずるよう高松市長に対して勧告することを求める。

4 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由（原文）

住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は全く機能しておらず、信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求める必要がある。

第2 監査対象事項

本件請求による監査対象事項は、高松市（以下「市」という。）が高松市職員共済会（以下「共済会」という。）を通して「罹災給付金」の名目で多額の公金を市職員である公務員に対して支出したことが、違法または不当な公金支出に該当するものとして市に損害を与えているか否か、さらに、市が、共済会に対して加入会員である市職員本人が支払う掛金の約1.88倍の金員を支出していることが違法または不当な公金支出に該当するものとして、市に損害を与えることになるか否かという事項である。

第3 高松市長に法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由

本件請求の監査を行うに当たっては、監査委員に代わる外部の専門的知識を有する者を必要とするような特段の事情があるとは認められず、むしろ、

監査委員の監査による方が適当であると判断したことによるものである。